

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年11月14日
【四半期会計期間】	第62期第2四半期（自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日）
【会社名】	株式会社ナガホリ
【英訳名】	NAGAHORI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長堀 慶太
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野一丁目15番3号
【電話番号】	東京(03)3832局8266番
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野一丁目15番3号
【電話番号】	東京(03)3832局8266番
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第2四半期連結 累計期間	第62期 第2四半期連結 累計期間	第61期
会計期間	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自令和4年 4月1日 至令和4年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和4年 3月31日
売上高 (千円)	8,347,175	8,533,751	16,927,017
経常利益 (千円)	95,448	131,452	253,122
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	2,571	85,836	163,921
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	20,055	83,065	169,062
純資産額 (千円)	11,910,437	11,945,615	12,059,438
総資産額 (千円)	24,017,000	24,254,616	23,863,805
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	0.17	5.60	10.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.6	49.3	50.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	362,979	375,001	670,336
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	44,361	69,994	259,086
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	228,576	74,623	138,137
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	3,612,421	3,298,357	3,526,326

回次	第61期 第2四半期連結 会計期間	第62期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自令和3年 7月1日 至令和3年 9月30日	自令和4年 7月1日 至令和4年 9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	5.93	0.07

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第62期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第61期第2四半期連結累計期間及び第61期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染拡大により、当社グループの事業活動は影響を受けており、引き続き状況を注視し、対応策を講じてまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限や経済活動に影響する制限も緩和され、回復へ向かう兆しが見られるようになりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の第7波による自主的な行動制限のような潜在的な不安に加え、世界的な金融引締めが進む中にあっても日本銀行の金融緩和政策が継続されること等による急激な円安の進行や、ロシアのウクライナ侵攻等による原料・エネルギー価格の上昇に伴う世界的なインフレの加速等、引き続き先行きの不透明な状況が続いております。

ジュエリー業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大対策による制限が緩和されたことで販売動向は回復傾向であるものの、感染拡大に対する自主的な行動制限の影響、止まらない円安進行や、インフレ圧力の影響など、先行きの不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、感染症の拡大による影響がある中で感染症対策を継続しつつ、自社催事や顧客催事等の販売活動に取り組みました。また、財務の安定のため当座貸越契約締結による財務基盤強化、販売増をにらんだ商品仕入の強化や経費支出のコントロール等を図るとともに、インターネット販売等のITツールを活用した営業体制を強化し、自社ブランドの販売促進等にも取り組んでおります。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は85億33百万円（前年同期比 2.2%増）、営業利益1億24百万円（前年同期比 10.4%増）、経常利益1億31百万円（前年同期比 37.7%増）と黒字を確保しましたが、アドバイザリー費用181百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する四半期純損失85百万円（前年同期 親会社株主に帰属する四半期純利益2百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

宝飾事業の売上高は84億67百万円（前年同期比2.3%増）、セグメント利益は82百万円（同14.6%増）、貸ビル事業の売上高（外部顧客）は40百万円（同0.1%増）、セグメント利益は29百万円（同16.2%増）、太陽光発電事業の売上高は25百万円（同9.4%減）、セグメント利益は13百万円（同17.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第2四半期連結会計期間末の総資産は242億54百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億90百万円の増加となりました。

流動資産は172億78百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億33百万円の増加となりました。これは主に受取手形及び売掛金が2億9百万円、商品及び製品が2億58百万円及び原材料及び貯蔵品が2億66百万円それぞれ増加し、現金及び預金が2億27百万円減少したことによりです。

固定資産は69億76百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億42百万円の減少となりました。これは主に有形固定資産が93百万円減少したことによりです。

（負債）

負債は123億9百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億4百万円の増加となりました。

流動負債は106億76百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億64百万円の増加となりました。これは主に支払手形及び買掛金が2億77百万円、短期借入金が1億76百万円それぞれ増加したことによりです。

固定負債は16億32百万円となり、前連結会計年度末に比べ59百万円の減少となりました。これは主に長期借入金金が57百万円減少したことによりです。

（純資産）

純資産は119億45百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億13百万円の減少となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純損失85百万円及び剰余金の配当30百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2億27百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末は32億98百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、支出した資金は3億75百万円（前年同期は3億62百万円の取得）であります。その主な内容は、仕入債務の増加額2億64百万円等の増加要因があった一方、売上債権の増加額2億4百万円、棚卸資産の増加額5億11百万円等の減少要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、取得した資金は69百万円（前年同期は44百万円の取得）であります。その主な内容は、保険積立金の払戻による収入78百万円等の増加要因があった一方、無形固定資産の取得による支出22百万円等の減少要因があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、取得した資金は74百万円（前年同期は2億28百万円の取得）であります。その主な内容は、短期借入金の純増加額1億76百万円等の増加要因があった一方、長期借入金の返済による支出57百万円、配当金の支払額30百万円等の減少要因があったためであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結累計期間における新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載のとおりであります。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」並びに「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により、当社グループの事業活動は影響を受けており、引き続き状況を注視し、経営成績の回復及び財務状態の健全化に努めてまいります。

(7) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、リ・ジェネレーション株式会社（旧社名は株式会社イノブライズ。なお、同社の代表取締役である尾端友成氏は、2021年11月26日から2022年1月19日までアサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長を務めております。）その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議し、これについて、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただきました。

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報

を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は、以上のとおりであります。当社取締役会と致しましては、大規模買付者が当社株式についての大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することと致します。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会と致しましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、若しくは、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を誓約しなかったとき）、又は、(b)大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、若しくは、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を誓約しなかったとき）にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(a)経営理念・経営方針

当社は、宝飾品を通じて、人類の高い文化生活に貢献するために、広く世界に市場を求め、人間性豊かな理想の会社を築き、永遠の繁栄を図ることを経営の理念としております。また、社業を通じて、株主・取引先・社員の最大多数の最大幸福の実現を目指し、社員一人一人が誠実に働くことを経営の基本方針としております。

(b)経営戦略

当社は、以下のグループ経営ビジョンを掲げております。

(i) 事業規模の維持と収益力の向上による新規事業の育成

既存の事業部門については、事業規模の拡大よりも収益力の向上を重視し、生み出したキャッシュ・フローでの新規事業の育成を目指す。グループ各社に求められる役割の明確化とグループ内での補完関係を強化し、相乗効果が発揮できるグループ企業群としての収益性向上を目指す。

(ii) 差別化戦略による競争優位性の確立

グループ会社の既存事業部門としての、宝飾店向け卸売事業、百貨店向け卸売事業、小売専業の子会社、地金系商材を中核とした宝飾品卸売事業会社、またOEM (Original Equipment Manufacturing) 対応等メーカー機能を有する生産事業部門及び生産事業会社、それぞれの特性、強みを活かし、各販売チャネルを通じて提供する商品ブランドやサービスの質的向上による差別化を促し、取引先や消費者から信頼・支持され、社会から必要とされる企業集団を目指す。

また、消費者購買行動の変化に対応し、それぞれの販売チャネルに対して独自性があり差別化できる自社ブランド群の再構築に取り組み、業界競争環境の中での競争優位性を確固たるものとする。

(iii) 景気変動に左右されない強い収益基盤の確立

グループ会社全社が経常利益の黒字を確保するため、グループ会社各社がそれぞれの収益性指標及び生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした営業戦略を確実に実行する。

「選択と集中」の考え方を基軸とし、生産性の向上、ローコストオペレーションを目指した業務改革を実施し、収益基盤の安定化再構築を図る。

(iv) 働き甲斐のある企業グループに変容

働き方に対する社会の考え方の変化や、人材市場の現状に適合する労働環境、新たな人事制度を整備し、かつ過去10年間で大きく変容した当社グループの業容にマッチするHRM (Human Resource Management) を実践することにより、従業員にとって、満足感・公平感が高く、働き甲斐があり、ロイヤリティの高い企業集団となることを目指す。

コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する社会・経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役は、代表取締役社長の長堀慶太を議長とし、取締役である吾郷雅文、白川文彦、川村忠男、富樫直記（社外取締役）及び長沢伸也（社外取締役）の取締役6名で構成されており、社外取締役2名は独立社外取締役です。監査役である中林英樹（社外監査役）、佐藤亮輔（社外監査役）及び岩上和道（社外監査役）が出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。

(監査役監査及び内部監査)

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に基づいて、業務分担等に従い取締役の職務執行等の監査を行っております。業務監査においては、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて内部統制システムの構築・運用状況を評価・検証しております。また、会計監査においては、会計監査人と適宜情報・意見交換等を行い、監査方針及び方法・結果の妥当性を確認しております。

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部統制室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査計画に基づき、会社の業務運営が法令及び会社の規程類を遵守して適正に行なわれているかを評価することを目的として実施しております。また、必要に応じて、監査役と意見及び情報の交換を行い、監査結果については、代表取締役社長及び監査役会に報告する体制となっております。

さらに、内部監査を担当する内部統制室及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（最新版は2022年9月29日付け）をご参照下さい。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

上記のとおり、当社取締役会は、本株式買集めを踏まえ、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本対応方針を、緊急対応として導入することを決議し、これについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。本対応方針は2022年4月22日から効力が生じるものとしておりましたが、その有効期間は2022年4月22日から1年間です。なお、本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.nagahori.co.jp/>) において、全文を掲載しております。

4. 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記3の本対応方針については、大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすることにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資することを目的とするものであることから、上記1の基本方針に沿ったものです。また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した

「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。さらに、本対応方針は2022年4月22日開催の当社取締役会の決議により導入したのですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本定時株主総会において議案としてお諮りさせていただいており、株主の皆様から当該議案のご承認をいただけない場合にあっては、当社取締役会は本対応方針を直ちに廃止することと致しております。また、大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。加えて、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の独立社外取締役1名及び独立社外監査役2名から成る独立委員会の勧告を受けるものとし、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしていること、デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと等により当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

従いまして、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

（８）研究開発活動

当社グループでは、宝飾事業において生産事業部「アトリエ・ド・モバラ」及び連結子会社のソマ㈱が研究開発活動を行っております。当第２四半期連結累計期間における研究開発活動としては、

- 鋳造製品の原型製作の研究開発
- ジュエリー全体のデザインの幅を広げる石留技法の研究開発
- 鋳造製品の新規デザイン開発
- デザインネックレス・カットリングの新製品開発
- ネックレス留め具の新機構開発

を行いました。なお、当第２四半期連結累計期間における研究開発費の総額は18百万円であります。

３【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (令和4年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和4年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,773,376	16,773,376	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	16,773,376	16,773,376	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
令和4年7月1日～令和4年9月30日	-	16,773,376	-	5,323,965	-	4,273,913

(5) 【大株主の状況】

令和4年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
リ・ジェネレーション株式会社	東京都港区芝五丁目13番13号	1,772	11.56
有限会社エムエフ長堀	東京都台東区上野一丁目12番4号	1,180	7.69
布山 高士	東京都港区	1,155	7.53
長堀クリエイト株式会社	東京都文京区湯島二丁目30番1号	800	5.22
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	766	5.00
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	704	4.59
長堀 守弘	東京都台東区	573	3.74
長堀 慶太	東京都文京区	525	3.43
吉田 恵実	東京都港区	500	3.26
山内 祐美	東京都世田谷区	460	3.00
計	-	8,436	55.02

(注) 当社は自己株式 1,437千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,437,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,330,300	153,303	-
単元未満株式	普通株式 5,176	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	16,773,376	-	-
総株主の議決権	-	153,303	-

【自己株式等】

令和4年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ナガホリ	東京都台東区上野 一丁目15番3号	1,437,900	-	1,437,900	8.57
計	-	1,437,900	-	1,437,900	8.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（令和4年7月1日から令和4年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,526,326	3,298,357
受取手形及び売掛金	2,583,097	2,792,290
商品及び製品	9,305,937	9,564,111
仕掛品	329,552	323,778
原材料及び貯蔵品	736,448	1,003,000
その他	280,547	314,179
貸倒引当金	17,103	17,349
流動資産合計	16,744,806	17,278,367
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,434,438	1,394,129
機械装置及び運搬具(純額)	173,044	163,261
土地	3,300,254	3,269,913
その他(純額)	266,792	253,411
有形固定資産合計	5,174,530	5,080,716
無形固定資産	30,957	45,285
投資その他の資産		
投資有価証券	1,022,881	1,035,843
長期貸付金	19,711	19,661
繰延税金資産	128,219	120,952
その他	956,675	886,945
貸倒引当金	213,976	213,156
投資その他の資産合計	1,913,511	1,850,247
固定資産合計	7,118,999	6,976,248
資産合計	23,863,805	24,254,616

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (令和4年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	775,208	1,052,462
短期借入金	8,670,000	8,846,250
1年内返済予定の長期借入金	115,504	115,504
未払法人税等	72,788	87,738
賞与引当金	57,794	55,576
役員賞与引当金	4,200	2,100
その他	416,196	516,427
流動負債合計	10,111,691	10,676,059
固定負債		
長期借入金	562,880	505,128
退職給付に係る負債	643,057	639,676
役員退職慰労引当金	225,261	234,542
繰延税金負債	8,958	9,888
再評価に係る繰延税金負債	48,841	48,841
その他	203,676	194,864
固定負債合計	1,692,674	1,632,941
負債合計	11,804,366	12,309,001
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,323,965	5,323,965
資本剰余金	6,275,173	6,275,173
利益剰余金	1,638,874	1,501,735
自己株式	481,433	481,520
株主資本合計	12,756,580	12,619,354
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,297	22,406
土地再評価差額金	732,828	712,196
為替換算調整勘定	15,389	16,050
その他の包括利益累計額合計	697,142	673,739
純資産合計	12,059,438	11,945,615
負債純資産合計	23,863,805	24,254,616

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
売上高	8,347,175	8,533,751
売上原価	6,153,879	6,288,260
売上総利益	2,193,295	2,245,490
販売費及び一般管理費	2,080,093	2,120,496
営業利益	113,201	124,993
営業外収益		
受取利息	70	67
受取配当金	11,537	11,889
為替差益	3,595	13,901
保険返戻金	2,423	14,295
その他	8,453	8,992
営業外収益合計	26,079	49,147
営業外費用		
支払利息	42,179	41,573
その他	1,653	1,116
営業外費用合計	43,833	42,689
経常利益	95,448	131,452
特別利益		
固定資産処分益	-	18,129
助成金収入	110,186	11,602
特別利益合計	110,186	29,732
特別損失		
投資有価証券評価損	30,111	-
新型コロナウイルス対応による損失	120,390	8,651
アドバイザー費用	-	181,383
特別損失合計	150,502	190,035
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	55,132	28,850
法人税、住民税及び事業税	53,073	49,719
法人税等調整額	512	7,266
法人税等合計	52,561	56,985
四半期純利益又は四半期純損失()	2,571	85,836
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	2,571	85,836

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	2,571	85,836
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17,425	2,109
為替換算調整勘定	59	661
その他の包括利益合計	17,484	2,770
四半期包括利益	20,055	83,065
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,055	83,065
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	55,132	28,850
減価償却費	97,884	94,608
のれん償却額	1,000	-
投資有価証券評価損益 (は益)	30,111	-
固定資産処分損益 (は益)	-	18,129
新型コロナウイルス対応による損失	120,390	8,651
アドバイザリー費用	-	181,383
助成金収入	110,186	11,602
貸倒引当金の増減額 (は減少)	11,114	573
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	7,911	9,281
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	14,462	3,381
受取利息及び受取配当金	11,607	11,957
支払利息	42,179	41,573
売上債権の増減額 (は増加)	339,652	204,134
棚卸資産の増減額 (は増加)	102,601	511,856
仕入債務の増減額 (は減少)	202,763	264,041
その他	244,799	50,134
小計	431,180	241,083
利息及び配当金の受取額	11,607	11,957
利息の支払額	42,373	42,060
法人税等の支払額	67,954	34,768
助成金の受取額	149,280	29,488
新型コロナウイルス対応による損失の支払額	118,761	8,651
アドバイザリー費用の支払額	-	89,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	362,979	375,001
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,470	15,158
有形固定資産の売却による収入	-	48,469
無形固定資産の取得による支出	440	22,379
投資有価証券の取得による支出	1,423	9,922
差入保証金の回収による収入	78,816	37,867
保険積立金の払戻による収入	5,523	78,091
その他	27,644	46,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,361	69,994
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	330,000	176,250
長期借入金の返済による支出	57,752	57,752
配当金の支払額	30,753	30,971
自己株式の取得による支出	-	86
リース債務の返済による支出	12,918	12,817
財務活動によるキャッシュ・フロー	228,576	74,623
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,194	2,415
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	637,112	227,969
現金及び現金同等物の期首残高	2,975,308	3,526,326
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,612,421	3,298,357

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。) を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り) に記載した新型コロナウイルス感染症に関する仮定に重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
販売促進費	291,919千円	290,773千円
従業員給料及び賞与	791,671千円	812,065千円
賞与引当金繰入額	37,003千円	44,428千円
退職給付費用	44,502千円	38,046千円
賃借料	134,618千円	123,136千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
現金及び預金勘定	3,612,421千円	3,298,357千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	3,612,421千円	3,298,357千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,671	2	令和3年3月31日	令和3年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,671	2	令和4年3月31日	令和4年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自令和3年4月1日至令和3年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	宝飾事業	貸ビル事業	太陽光発電 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	8,277,973	-	-	8,277,973	-	8,277,973
一定の期間にわたり移 転される財	-	-	28,373	28,373	-	28,373
顧客との契約から生じ る収益	8,277,973	-	28,373	8,306,346	-	8,306,346
その他の収益	-	40,828	-	40,828	-	40,828
外部顧客への売上高	8,277,973	40,828	28,373	8,347,175	-	8,347,175
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	6,294	-	6,294	6,294	-
計	8,277,973	47,122	28,373	8,353,469	6,294	8,347,175
セグメント利益	71,682	25,367	16,152	113,201	-	113,201

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自令和4年4月1日至令和4年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	宝飾事業	貸ビル事業	太陽光発電 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	8,467,200	-	-	8,467,200	-	8,467,200
一定の期間にわたり移 転される財	-	-	25,692	25,692	-	25,692
顧客との契約から生じ る収益	8,467,200	-	25,692	8,492,893	-	8,492,893
その他の収益	-	40,858	-	40,858	-	40,858
外部顧客への売上高	8,467,200	40,858	25,692	8,533,751	-	8,533,751
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	6,294	-	6,294	6,294	-
計	8,467,200	47,152	25,692	8,540,045	6,294	8,533,751
セグメント利益	82,130	29,468	13,395	124,993	-	124,993

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	0円17銭	5円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	2,571	85,836
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	2,571	85,836
普通株式の期中平均株式数(株)	15,335,547	15,335,412

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年11月14日

株式会社ナガホリ

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 森岡 健二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千保 有之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山村 浩太郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガホリの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和4年7月1日から令和4年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナガホリ及び連結子会社の令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。